

# 農業委員会事務局における 日常業務推進上の課題・問題点と対応方法 (Ver. 6)

## I. 農地関連業務関係 (農地法等の法令業務の執行)

### 1. 農地法3条許可に伴う現地調査の実施について

No. 1

農地法第3条第2項第1号「全部効率利用要件」について、申請者の農地をすべて調査する際、効率的な方法がありますか？

- 農地基本台帳で確認後、輪番制担当委員及び事務局員で現地確認している。また、可能なかぎり借人(譲受人)にも現地立会を求めている。なお、出作地については出作先の農業委員会との連携が必要である。
- 積雪時については、GISを活用し、航空写真により農地として活用されているかを確認している。
- 県と土地連が連携して作成した「水土里情報活用システム」を基に、農地基礎情報(農地の筆界図・地番)を貼り付けた「農地地番図」で、地元精通している農業委員と可能な限り確認している。
- 管内の農地については、農地調査協力員の現地調査によって管理状況を確認し、管外の農地については、属地委員会への照会により確認しています。なお、知事許可案件については、属人委員会が発行する耕作状況証明書により確認している。

No. 2

農地法第3条第2項第7号「周辺地域との調和要件」について、判断基準は「農地法関係事務に係る処理基準」第3に示されているが、そのための現地調査はどのように行っていますか？

- 耕作管理計画書の記載により管理方法等の内容を確認した上で、現地調査の前に地域の農業委員や市の農政担当課、JA等に周辺地域の情報を聞いてから、現地を熟知する地元の農業委員を現地調査員に選任し、事務局職員とともに調査を行い、調査員の報告を求め総会において審議している。
- 現地調査時に周辺農地との営農比較で確認している。  
(給排水施設等の日常管理及び共同作業での支障がないなど)
- 現地調査では、当該地が周りの農地と比べて不自然な状態でないか等を目視で確認しており、それ以外の事項については、農業委員による聴き取りや地元農事組合長(又は自治会長)の同意書等から判断している。

No. 3

新規就農（参入）の場合は、どのような書類を提出させ、どのような基準で許可等を行っているか。また、営農計画書を提出させた場合、計画の履行についてどのような指導を行っていますか？

- 地域との調和や適切な役割分担の意向を十分に確認し、すべての農地を効率的に利用するために必要な「機械、労働力、技術」を含む具体的な営農計画を申請書並びに農業経営計画書で明らかにさせている。また、就農する意欲・能力・就農条件等を総合的に判断するため、必要に応じて、事前相談の実施や、農地部会への出席を求めている。その後の履行状況については農地利用状況調査の時に確認している。
- 通常の3条許可基準と同様であるが、農業経営者となり得る者であるか、農業改良普及センターやJA等と連携して確認している。また、就農後5年間は営農状況報告書の提出を求めている。
- 農地部会の前に農業委員数名で申請者から直接聞き取り調査を行い、許可基準を満たすか判断し、農地部会では、その調査結果の報告を基に審議を行っている。計画履行については、委員の聞き取り調査時に行なっており、許可後は特に行っていない。
- 「農地等利用計画書」（＝営農計画書）を提出させ、申請者に総会で内容を説明してもらっている。判断基準は、作物及び収量等が無理な計画になっていないか、著しい赤字経営になっていないか（趣味を兼ねて農業をするという場合は赤字でも可）という点。また、計画書には記載させていないが、総会の席で、本人に農業を継続していく強い意志があるかを確認し、また、将来農地を荒らして周辺の農家に迷惑をかけることがないように念を押している。  
許可後は、農地パトロールの際に耕作状況を確認し、耕作されていない場合には文書等により指導している。
- 一定の農業技術を身に付けているか、また、就農意欲・能力等を総合的にみるため、公的機関（農業学校、農業会議、県庁等）や一般農家等での研修実績の有無を、基準の1つとして設定しており、修了証明書等が提出可能なら、提出を求めている。また、営農指導等は県の農業技術指導所等の指導を受けてもらっている。

No. 4

申請者が、登記及び農地基本台帳上「農地」であるが、農地として活用しづらい土地を所有している場合（申請者の先代から山林など）、どのような指導・対応をしていますか？

- 転用可能区域であれば転用指導を行なうこともあると思うが、基本的には農地に復元するよう指導する。
- 山林の場合、植林から数年しか経っていない時は顛末書を添付させ、農地転用許可申請するよう指導している。航空写真等で明らかに山林・原野化しているのが確認できる場合は、農振白地に限り、農地法の適用外証明等をもって、登記地目を変更するよう指導している。また、その際は水田台帳や都市計画法や

森林法等の関係法令との整合性を図る。なお、農振地域については、農振担当課と協議し、判断を仰ぐ。農振除外の見込みがある場合は、申請を促す。  
○所有者の意向を確認し、非農地判定等の制度について説明をしている。

## 2. 遊休農地対策について（利用状況調査、指導・勧告、具体的な解消対策等）

No. 1

指導時に、経営として成り立つ具体的な解消方法について相談を受けるが、作目、販路等について助言をすることは難しい。効果的な方法はありますか？

- JA、営農指導員、地区農林水産局の専門員で組織する「農業技術者連絡会議」を毎月開催しており、作目、販路等の指導・助言をしている。
- 各地域の経営基盤等の状況により異なることから、地域の特性を活かす作目の導入や効果的な補助導入の検討、農業改良普及センターなどに指導依頼等を行っている。
- 効率的な方法は見当たらない。農政部門と連携を取って、各種の補助制度との組み合わせについて検討を行う。
- 農政（作物・畜産）担当を8年間経験した職員を農業委員会に配置している。

No. 2

市町村農政部局以外に、どのような団体とどのように連携していますか？

- 耕作放棄地対策協議会の枠組みで、農協、普及センター、改良区、共済と地区ごとの担当編成をしている。
- 県の担当者（普及指導室）と同行して現地調査を行っている。
- 地域担い手協議会内に設置されている耕作放棄地解消部会のメンバーから、様々な助言を受けている。
- 中山間地域直接支払制度交付金事業や農地・水・環境保全向上対策事業を行っている団体と連携して耕作放棄地の管理指導を行っている。
- 農地パトロール時に各地区のJA、農政推進員などの農業関係団体の長と一緒に実施している。実施後も情報収集や担い手への農地あっせん等で連携を密にしている。
- 都市計画担当・課税担当と農地パトロールを行っている。

No. 3

山間部などで目視が困難な農地が多くある場合、どのように現地確認を行っていますか？

- 必要に応じて所有者や周辺の関係者からの聞き取りを行ったり、航空写真、課税部門の資料を参考にする。

- 土地改良連合会の農用地情報図（航空写真）やインターネットの航空写真を活用している。
- おおよその位置及び状況を現地にて確認の上、敷地境界線を重ねた航空写真により再度確認。
- 必ず現地までいくようにしているが、どうしても現地まで行きつけない場合は、耕作機械も入ることができない可能性が高いため、耕作不能地の可能性も含めて判断している。

No. 4

相続手続きを行っていない農地で、相続人が実質的に相続を放棄している場合どのように対応していますか。

- 相続人代表者（納税管理人等）に対する指導通知及び地元農業委員による指導依頼等を行っている。
- 戸籍などの調査をし、相続の権利者と思われる者が判明したら、対応する。相続人が相続放棄しているかは把握できないので、当該農地について問題があれば、担当農業委員と連携し、遊休農地にならないよう指導する。国営開発農地については、管理組合に小作料を支払う。管理組合は権利者が確定するまで保管する。税務課固定資産税係りに協議して納税代理人がいる場合はそちらと相談している。これらがヒットしない場合は地元区と協議して耕作放棄地解消第1順位農地のみ対処するようにしている（保全管理）。あとは耕作放棄となっても対処できない。
- 相続の放棄は相続を知り得た日から3か月以内に家庭裁判所に対しての申述が必要で、遡及できないことから、相続手続きを経ってから、他者への権利移転を行うよう指導する。

No. 5

文書による指導や通知、勧告を行った事例があれば、どのように行ったか紹介してください。また、指導、通知、勧告に関して、注意している点、対応に苦慮している出来事などがあれば紹介して下さい。

- 期限を設けて送付している。その後、期限を過ぎても改善しない場合は、農地流動化推進委員会、農地部会を経て通知、勧告を行っている。勧告に当たっては、内容を具体的かつ詳細に示すことに注意している。
- 本人との連絡が取れない場合や、口頭での指導が難しい場合に、農地の保全・現状回復等についての文書を発出している。農業委員会の対応の履歴としての意味も重要と考える。
- 「畑を荒らしていると蛇や害虫が棲みついて、周囲の畑や住民が迷惑するから、せめて草刈してください」という文章を送っている。
- 「農地の利用増進に係る検討会」という形で呼出し通知をし、指導・助言を行っている。

- 当市は毎年、現地のカラー写真及び地図を添付して文書による指導を行っている。ただ、現在さらに厳しい指導に向けて、その対策を考えている。
- 事務処理要領に則って行った。遊休農地通知、勧告等は、改善に結びつくのか。対応事務量がどれくらいになるのか不透明なところが懸念される。
- 市の農政担当課と共同で利用状況調査を行い、市と連名で指導文書を送付している。

### 3. 解除条件付き貸借への対応について（勧告、許可の取消等）

No. 1

農業委員会が許可を取り消した後、引き続き借人（一般法人）が利用している場合、どのように対応しますか？

- 現行ではないが、貸借に関する両者を現地立会い下、許可取り消しに至った経緯を説明の上、速やかに原状回復を指導する。

No. 2

解除に値する行為の判断について、ガイドライン（具体例）を作成していますか？作成している場合、その内容を紹介して下さい。

- ガイドラインは作成していないが、定期的な現地確認や地元農業委員からの聞き取りなどを行っている。
- ガイドラインは作成していない。解除になる前に、担当地区農業委員と事務局で指導を行っている。

### 4. 相続等の届出への対応について（受理、他部局との連携、あっせん希望への対応等）

No. 1

他市町村にも農地を有する場合、どのように相続を把握していますか。市町村間で連携をとっていれば、その連携方法（具体的な事務処理方法）を紹介して下さい。

- 県内であれば、権利移動通知を関係農業委員会へ送付することの申し合わせがある。
- 本町の住民であれば、他市町村の農地も含めて相続した場合、事務局にすべての登記完了証を持ってくるため、関係する市町村の農業委員会へ届け出るよう指導している。
- 農地転用や権利移動について、属地委員会と属人委員会間において相互に農地移動に関する通知を行っている。当該通知により農地基本台帳の補正等を行っている。

No. 2

他市町村に住民票を移した後に亡くなった場合（病院、介護施設等）、相続をどのように把握していますか？

- 法務局から税務課へ届けられる登記完了情報を定期的に確認して把握している。
- 登記所から税担当課に送付されてくる土地移動綴を借りて、台帳を整備している。
- 農家基本台帳システムと住民情報システムが連動しているので、把握は可能である。実際は、相続人の届出により把握している状況である。

## 5. 農地の賃借料情報の提供について

No. 1

賃貸借の件数が極めて少なく、また、近隣の市町村とも農業事情が異なり情報提供が困難です。このような場合に、実際に参考になるように情報提供している事例を紹介して下さい。

- 9 区分で作成しているため、データ数が少ない区分については、過年度のデータや直近区分のデータを補正して作成する場合がある。
- 利用権設定の例を取りまとめ、窓口で情報提供している。

No. 2

物納の場合、どのような情報をもとに金額換算していますか？

- 農協より当該年の概算払金を聴取し、それをもとに金銭換算している。
- 米の場合は農林水産省公表の米の相対取引価格を参考にし、荒茶の場合は県経済連公表の荒茶価格を参考にしている。
- 利用権設定申請書により把握している。

## 6. 下限面積の設定について

No. 1

毎年検討することになっているが、農業センサス以外に用いている情報源はありますか？

- 毎年度作成している農家基本台帳集計結果表。
- 農地情報システムの情報を基に地区ごとの10a刻みの経営面積階層ごとの農家数の資料を作成し、検討している。

## 7. 農業生産法人の報告について

No. 1

提出しない法人に対しては、文書等で催促を行っているが、より効果的な方法はあるか？

- 「提出しない」又は「期限が遅れる」理由は、①提出根拠が解っていない、②記入方法が解らない、などの理由が考えられるので、①「農業生産法人報告書の提出についての説明」と②「記入例」を送付するとともに、求めに応じて記入方法について直接、電話又は電子メールで説明している。これらについては、「提出しない法人」又は「提出が遅れた法人」だけではなく、すべての市内の農業生産法人に対して行っている。また、必要な場合は申し出により農業生産法人報告書のワードファイルを提供している。
- 文書または電話、それでも難しい場合は法人宅へ赴き直接催促している。

No. 2

休業中、行方不明の場合の対応で効果的な方法はありますか？

- 休業中の場合はヒアリングをしているが、行方不明の場合は効果的な方法がない。

No. 3

本店が県外にある農業生産法人に立ち入り検査を行う場合、本店のある農業委員会とはどのように連絡を取っていますか？また、立ち入り検査の旅費の支出はどのように行っていますか？

- 予算の旅費で対応。農業生産法人について情報を聞き取りのために、地元農業委員会へ連絡を取っている。

## II. 担い手関係

No. 1

農業再生協議会は、活動範囲が広すぎて明確でないともいえますが、農業委員会としてどのように関わっていますか？

- 農業委員会会長が農業再生協議会の会員となり、農業委員3名が同会の幹事会構成メンバーとして業務の執行にあっている。

○農業委員会会長が農業再生協議会会長を兼務している。

No. 2

納税猶予特例農地のリストはどのように管理、入手していますか？

- 相続税納税猶予適格者証明後における農地基本台帳への入力、所管税務署からの通知に基づく農地基本台帳補正により管理しています。
- 毎年税務署から「税の納税猶予の整理簿索引」を提供してもらい、管理している。
- 納税猶予適用者名簿を作成しており、適用・異動・免除等の通知の際に加除をしている。但し、名簿では特例農地の筆毎の地番や面積は管理していないため、農地台帳において各筆毎に特例農地の有無を表示している。
- 税務署へ出向き、市で把握しているリストと照合している。  
(税務署へは、依頼文書等を作成している)

### Ⅲ. 農業委員会の運営等

#### 1. 総会・部会の運営

No. 1

総会議事録の縦覧場所等、閲覧および保管はどのようにおこなっていますか？

- 議事録は、事務局及びホームページで公開している。
- 総会議事録の縦覧場所は農業委員会事務局内としている。議事録は書庫に保管している。また、〇〇市情報公開条例により、情報公開室においても閲覧することが出来る。
- 公開している旨の告示を市の掲示板に掲出し、農業委員会事務局のカウンターに備えている。

#### 2. 活動計画の作成・点検

No. 1

活動計画の作成の際、農業委員や農業者からの意見を集約するために、どのような方法をとっていますか？

- 農業委員については、地区調査会での協議を踏まえ、運営委員会で意見集約を図っている。農業者については、当委員会のホームページで1ヶ月間の意見募集を行っている
- 農業委員会広報紙及び市ホームページを通じて、意見募集を行う。意見は事務局窓口



をはじめ農村地域の市関係施設窓口のほか郵送で受付している。

- 農業者からの意見については、農地利用状況調査の際、地域の農業に精通した農業者にも現地案内を依頼しているため、そのとき意見等も聞いている。また、農業委員会に農地の貸借等で来庁した農業者や、農林水産課で開催する会議等に参加した農業者からの意見等も参考にしている。農業委員からの意見は総会の際、確認している。
- 各農事組合長あてに「農業施策に関するアンケート調査」を依頼し、集約して計画の内容に反映させている。

### 3. 農地基本台帳の整備

No. 1

農地基本台帳に閲覧の規程を定めている場合、手続き及び内容を紹介して下さい。

- 定めていない。個人の資産の保有に係る情報の開示に当たる場合は、市条例によると考える。
- 規定なし。本人の場合、申請書を記載してもらい、閲覧させる。行政書士等第三者の場合、本人の押印のある申請書、または委任状を持参の場合、閲覧させる。
- 閲覧申請書を提出してもらおう。本人でない場合は同意書・委任状をいただいている。

No. 2

現況地目（耕作放棄地、雑種地）についての考え方が、市（税務課）と農業委員会で異なっているため対応に苦慮しているのですが、どのように連携していますか？

- 年に4回、固定資産税課より、疑義あり農地についての照会があり、現地確認等を実施し、農地性の回答を行っている。また、常に情報の共有を図り、対応している。
- 課税地目と耕作地目は別々に管理している。農家等から相談があった場合、個別に税務課と協議し対応している。
- 異なっても特に対応に苦慮していないが、必要に応じて資産税担当課と合同で現地調査を行うことはある。

#### 4. 農業委員選挙関係事務

No. 1

登載申請書の効率的な回収方法があれば教えてください。

- 各集落の代表者に配布、回収をお願いしている。市長部局(農林課)において、集落代表者に年間業務への報酬を支払っており、その枠内での対応として扱っている。
- 配布は郵送し、回収は回収員(報酬あり)が行っている。○当町では、申請書用紙送付の際に選管が料金後納の返信用封筒を同封している。また、登載申請書は、システムにより世帯員等を印字したものを送るため、ほとんど記載しなくても申請できるようになっている。
- 以前は部農会を通じて回収。個人情報保護法の関係で、現在は郵送にて回収。農業委員会報等で周知を行っているが、効果は不明。
- 市の広報、ラジオ・有線放送、農業委員の啓発等、費用のかからない方法で啓発して、郵送を中心に回収しているが、地区によって回収率の差が生じており苦慮している。

No. 2

農業委員選挙人要件の農業従事日数60日以上(耕作の業務を営む者の同居の親族または配偶者)について、効率的な確認方法はありますか?

- 登載申請書に農業従事日数欄を設け、該当する日数に○印を記入してもらっている。(耕作していない、1~59日、60~149日、150日以上の4項目)
- 聞き取りや農業委員への確認、水稻共済名義等で確認することが考えられる

No. 3

農業委員が各集落で事前に調整して無投票当選している場合、農業委員会の審議において、自分の集落の案件以外について発言しづらくなるとの指摘を聞きます。適正かつ活発な審議を行うために、運営上注意していることはありますか?

- 審議に際しては、事務局による審議案件の説明、輪番制の現地調査委員から現地の状況報告、全委員による審議という一連の流れで運営しており、現時点で、設問のように自分の集落の案件以外について発言しづらくなるとの指摘はありません。
- 総会案件に係る農地調査は、集落に関係なく輪番で行っており、審議も自由な立場で行っている。
- 当農業委員会の運営上、特に問題は見られません。
- 農業委員会では、他の委員の地区であろうと全体にかかわる問題について、自

由に発言ができるよう会長が進行している。  
○活発な質疑が行なわれている。（事前に選挙について調整しているかは存じない。）

No. 4

農業委員選挙において、議会推薦枠で女性の農業者にお願いしても断られてしまうことがあります。有効な方法があれば紹介して下さい。

- 議会の専決事項であり、要望書等を提出している。議長と話し合っ、理解を求められない。
- 現在2名選出しており、断られたことがない。
- 慣例としては、議会推薦枠の女性農業委員が退任する場合には、自ら後任を探してお願いすることになっているよう。また、議員が候補者を探して話をしに行くこともあるようだ。
- 女性1名だと断られやすいが、女性2名だと断られにくい。また、活動の面でも女性1名よりも女性が2名以上の方が活発に活動しやすいと感じている。
- 本人にお願いするとともに、家族に対して協力をお願いしてはどうか。

## 5. 市町村部局との連携、事務委任等

No. 1

農地法改正や数々の調査によって、業務が大幅に増大しているが、事務局体制は増員することは容易ではありません。地方交付税の算定基礎として農業委員会の事務局人数が増加されていることや、農地制度実施円滑化事業等の存在によって体制を整備していれば、財政部局、首長への効果的な説得方法を紹介して下さい。

- 毎年度の市長への建議・要望及び市長への必要性の説明等により、平成22年度より1名の増員がなされている。
- 当委員会では、農地制度実施円滑化事業（国100%補助）を活用し、臨時職員を1名雇用している。
- 農地の利用状況調査が制度化されたので、臨時の調査員を任用しているが、10割の国庫補助金活用のために、財政部局からは容易に理解していただいている。しかし、補助金の終了後については不明である。なお、交付税の算定基礎のことは、財政部局への国や県の説明に期待している。